

平成 2 4 年度

随 時 監 査 結 果 報 告 書

甲州市監査委員

甲 州 監 第 2 9 号

平成25年3月29日

甲 州 市 長 様

甲州市監査委員 林 健

甲州市監査委員 岡 武 男

平成24年度随時監査結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

【随時監査】

1	監 査 の 範 囲	1
2	監 査 の 対 象	1
3	監 査 の 期 間	1
4	監 査 の 方 法	1
5	監 査 の 結 果	1

平成 24 年度 随時監査報告

1 監査の範囲

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までに執行された財務事務に関する事項。

2 監査の対象

大藤財産区、神金財産区、竹森入財産区、岩崎山保護財産区管理会。

※ 萩原山財産区については、一職員による重大な不正行為が明らかになり、当該財産区において現在その内容を調査しているところであり、財務関係諸帳簿の提出が困難なため今回の監査対象外とした。

3 監査の期間

平成25年3月1日から平成25年3月26日まで。

4 監査の方法

監査は、各財産区の財務関係諸帳簿の審査、及び事務事業について財産区出納員から聴取をを行った。

5 監査の結果

財務諸帳簿の計数に誤りが無いものと認められたが、会計事務における牽制機能がないことや事務処理に適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について対応を求める。

(1) 法令規に基づいた会計事務を行われたいこと。

甲州市財産区特別会計であることから、一般会計や他の特別会計と同様に法令規にのっとり的確な財務会計処理を行われたい。

(2) 出納員が十分に職責を果たし得るよう努められたいこと。

出納員は財務会計事務上大きな役割を担っていることから、出納員に対する研修や、適切な人事管理を図られたい。

(3) 内部牽制機能を整えられたいこと。

預金通帳と届出印の保管、物品要求と検収、予算と決算事務の確認等を複数の者で行うなど、内部牽制機能を確立されたい。